

平成 1 3 年 度			
第 2 回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録			
1 日 時	平成 1 4 年 2 月 1 8 日 ( 金 ) 午後 3 時 ~		
2 会 場	宇都宮市役所 1 4 A 会議室		
3 出席委員			
被保険者代表	齋藤 光司 委員	相澤 美智子委員	
	村田 理枝 委員		
保険医・	中田 敏良 委員	中田 功 委員	螺良 勉 委員
保険薬剤師代表	菱沼 昌之 委員		
公益代表	塩沢 慶輔 委員	福田 久美子委員	真壁 英敏 委員
	鎌倉 三郎 委員	有馬 宏年 委員	山田 雅子 委員
被用者保険代表	大栗 利夫 委員	岡村 通照 委員	( 以上 1 5 名 )
4 欠席委員			
被保険者代表	数又 皓之 委員	阿久津善一 委員	入江 陳夫 委員
	黒崎 道男 委員		
保険医代表	星 紀彦 委員	天目 純生 委員	小林 豊 委員
公益代表	峰岸 欣子 委員		
被用保険者代表	田野辺 操 委員		( 以上 9 名 )
5 出席職員			
市民生活部長	入江 隆三	市民生活部次長	横堀 杉生
国民健康保険課長	田中 亮	課長補佐	原田 洽
保険給付係長	茂垣 治夫	保険税係長	小口 利行

収 納 係 長	高瀬 英男	管 理 係 主 事	山口 多賀子
6 会議録署名人	菱沼 昌之 委員	村田 理枝 委員	(議長指名)
7 書 記	課長補佐 原田 洽	管理係 主事	山口 多賀子
8 付議事項及びその結果			
報告事項(1)	平成13年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて		
(2)	平成14年度 国民健康保険特別会計予算案について		
(3)	出産費貸付事業について		
(4)	その他		
—— 事務局より説明 ——			
(開会 午後3時00分)			
【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。まず始めに、市長がごあいさつを申し上げます。			
【市 長】 皆さんこんにちは。お寒い中、又、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。立春は過ぎましたけれども、まさに「春は名のみ」というところでございます。また、小中学校では、インフルエンザが猛威を振るっておりまして、学級閉鎖もいくつか出ているようであります。私も、風邪かインフルエンザか分かりませんが、このままいくと寝込むんじゃないかというふうに思うような状態になりましたけれど、病原菌と体内の抵抗勢力が葛藤しまして、喧嘩をしまして何とか持ちこたえられたとこんなふうに思っております、よかったなと感じているところでございます。ぜひ、委員の皆様方にも御自愛いただきますようお願いを申し上げます。			

さて、わが国には世界に例を見ない少子高齢化社会を目前に控えています。このよ  
うな中、国民の「安心」と生活の「安定」を支えるセーフティネットであります社会  
保障制度につきましては、将来にわたって持続可能で安定的なものに再構築していく  
ことが差し迫った課題となっております。

特に、医療制度につきましては、国民皆保険制度により、世界有数の長寿社会が実  
現されましたけれども、近年の急速な高齢化や、あるいは、厳しい経済情勢など、制  
度を取り巻く環境の変化に対応していくため、抜本的な改革の必要性が叫ばれており  
ます。

このため、昨年末に政府・与党社会保障改革協議会は、診療報酬の引き下げ、ある  
いは、高齢者医療制度の改革などを骨子といたします「医療制度改革大綱」をまとめ  
たようでございます。これに沿いまして、現在開かれている通常国会で医療制度の改  
革法案が提案されることになっております。その内容は、患者、保険者、医者の方が  
「痛み」を分かち合う、いわゆる「三方一両損」的なものというふうにいわれてお  
ります。今後はさらに、私どもがかねてから主張しております医療保険制度の一本化  
など、この21世紀においても、わが国の医療保険体制が安定的に発展するような制  
度改革の一層の進展が期待されております。

このように、国民健康保険を取り巻く状況は大きく変わろうとしている中、私ども  
も、山積する国保の課題につきまして、これまで以上に積極的に取り組んで参りたい  
と考えております。

結びに、委員の皆様方におかれましても、国保制度の充実・強化に一層のご尽力を  
賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方の今後益々のご健勝を心から祈  
念申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、塩沢会長にごあいさつをお願いいたします。

【会 長】 本日は、平成13年度第2回の国民健康保険運営協議会を開催しましたところ、委員の皆様には、大変にお忙しい中を、このようにご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から国民健康保険事業につきましては、格別なご協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、わが国の医療保険制度は、年々増加する医療費と長引く経済不況の影響などによって、国保はもとより、医療保険制度全体の財政の悪化が全国的に深刻な問題となっております。

とりわけ、国保制度は被用者保険と比較して、構造的に高齢者の加入割合が高く、また、無職者等所得の低い加入者が多くなっており、その運営は極めて厳しい状況となっております。

このような状況を打破するため、現在開会中の通常国会において、医療制度改正関連法案の審議が間もなく行われますが、高齢化の進展や経済状況について最も影響を受けやすい国保にとっては、制度抜本改革の早急な実現が待たれるところでございます。

さて、本日の案件は、「平成13年度国民健康保険特別会計決算の見込み」と「平成14年度国民健康保険特別会計予算案」についてなどでございますが、今後の国民健康保険事業の円滑な運営のため、委員の皆様からの活発なご意見をお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。何卒、よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、会議に入りますが、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【会 長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず

最初に、定数の報告をお願いしたいと思います。

【事務局】 本協議会の定数24名のところ、本日の出席委員は15名でありますので宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定する定足数に達しており、会議が成立することをご報告いたします。

【会長】 次に、会議録署名人の選出でございますが、恒例によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。会議録署名人として菱沼委員と村田委員のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【委員】（「異議なし」の発言あり）

【会長】 ご異議ございませんので、よろしく申し上げます。

【事務局】 市長には、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

【市長】 よろしく申し上げます。（市長退席する）

【会長】 それでは議事に入ります。本日は、報告事項として、先ず、「平成13年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」と「平成14年度国民健康保険特別会計予算案について」の2件がございます。この2件につきまして、相互に関連がございますので、一括議題といたします。説明をお願いいたします。

【課長】（資料に基づき説明）

【会長】 事務局の説明が終わりました。委員の皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと存じますのでよろしくをお願いいたします。何か、聞きたいこと等ございましたら挙手をお願いいたします。

【鎌倉委員】 それでは、2・3お伺いしますが、予算案のほうについては、特に、国保税は、現年度の収納率が89.6%で、過年度分が17.89%ですかね。で、平均が70.21%ということですけども、決算見込みの13年度の収納率をいくらで計

算したのかですかね。これを見ると、決算見込みでほぼ100%収納率なるわけですが、実際こんなに収納率が高いわけないので、これは決算見込みだから、見込みはいいんだけど、こんなに本当は見込めるのかどうかですかね、そのへんとですね、それから、予算案のほうで給付基金で来年度は13億2千5百万、そうすると、残り11億ぐらいしかなくなってしまうということですが、これは、毎年13億とか支出して今は11億2千万ぐらいしかなくなってしまうということになると、15年度以降はですね、これは全く大変なことになってしまうのではないかと思うんだよね。この分が0になってしまうということになれば、どこから集めてこなくてはならないわけですから、それは、15年度のことだと思うのですが、そのへんの対応策といいますか、見通しについてそのへんはどういうふうに考えているのですかね。

【課長】 鎌倉委員のご質問に順次お答え申し上げます。13年度国民健康保険税の決算は、70%代の見込みでございますが、歴代の収納状況を申し上げますと、対前年同月比で約1.1%の増ということになっております。当初見込みました額でございますけれど、その後、被保険者の加入等によりまして、調定分が上がったということございまして、予算額を確保できるような状況もございまして、何とか決算見込み70%までは厳しいという状況でございますけれど、現在の状況で行けば、12年度では対前年度比0.8%増の67.5%で、13年度につきましても68.6%から目指すところは69%なんでございますけれど、何とか予算額については、確保がほぼできるのではないかというふうに考えております。

第2点目でございます。給付基金が13年度で11億2千8百万円ほど取り崩すということでもございましたけれども、先ほど申し上げましたように、医療費も約6億ほど少なくすみそうだということ、併せまして、財政調整交付金も7億1千百万ほど

しか予算で見込んでおりませんでした。13億ほどいただけるという見込みがついたということで6億ほど歳入増ということでございまして、そういったことを両方勘案いたしまして、給付基金は13年度で3億から4億程度を取り崩ずせば済むということで、現在の給付基金は、申し遅れましたけれども、24億8千万円ほどございまして。そういうことで、13年度過ぎましても24億5千万円ぐらいあるのではないかと。その後、14年度の予算でまいりますと、13億何某ということでございまして、11億ほど残るとございまして。14年度の予算につきましては、申し遅れましたが、国のほうで今やっておりますので、全県下同じような歩調で予算を組んでございまして、診療報酬の改定で多少約2%ほど下がるということや、その他、わが保険者にとりましても、有利になる話もあるようなのでございまして、それは政令等で正式な決定がなされていない、また、法律にも盛り込まれていないということで、予算案には盛り込んでございせんけれども、保険給付費の方が相当下回るというふうな見通しが一方にはございまして。そういうことでございまして14年度の決算というのは13億何某を取り崩すことで済むだろう、半分ぐらいではないかというふうにご覧しておりますけれども、これは極めて流動的でございますので、そうしますと、15年度についてというお話がありましたけれども、15年度は何か税率等改正しなくても予算は組める、また、その後いろいろ制度改正等があると思われましますので、その時は順次対応していかなくてはならないと考えております。

【鎌倉委員】 わかりました。ありがとうございました。

【会長】 その他、委員の皆様、ございませんか。

【大栗委員】 関連質問で恐縮ですが、第1点に、先ほど取り崩しという言葉が出てきたと思いますが、取り崩しということは当然ながら、どういう取扱いをしているかわか

りませんが、準備金とか何かの形で預貯金がされていると思われます。その預貯金が  
どういう名目で預貯金されていて、財政的になっているか。もう1点が、先ほどで  
きました保険料の収入でございますが、12年度末の実際の徴収不足がどのくらいあ  
ったのか。それに対して、13年度の調定をした保険料と実際に保険料をいただいた  
ものの差額がいくらなのか、それが結果的には、先ほどお話のありました14年度の  
予算の中に収納89.6と前年度の17.89とトータルで70.21%という数字  
をつくったと思います。これは、参考のためにお聞かせ願いたいけども、そういった  
根本的な、実は昨年8月に行われた決算のときにもどういう状況ですかとお尋ねし  
たかと思えます。次回には、そういったことも委員の皆様が分かるようなメモでも提  
出を願いたいという願いはしたかと思えますが、お忙しい中とは思いますが、それ  
を含めまして、3点ほど教えていただきたいと思います。

【課長】 それでは、私の方から第1点目の件につきまして、ご説明申し上げます。

給付基金という制度がございますが、これは国民健康保険法に規定がございますが、  
それを受けまして国保条例ということで規定がなされているところでございます。そ  
の内容につきましては、医療費あるいは老健拠出金あるいは介護納付金に不足が生じ  
ました時には、自動的にすべてそこから取り崩すことができるという決まりがござい  
ます。これは、いずれの市町村、現在のところそうでございますけれど、また、医療  
費というのは常に予算どおりに執行されるものではなくて、インフルエンザの流行等  
よりましてそれだけ医療費がかさむという時期もございまして、基金制度というもの  
がございまして、ここに24億8千万ほど基金があるということでございます。

第1点については、そのようなことでお願いしたいと思います。

【課長補佐】 それでは、第2点について、お答えしたいと思います。昨年12年度でこ

ございますけれど、調定額でいいますと、194億6千万円と調定がございまして、結果的に収納いたしましたのが131億3千万円で、未収金となりましたのが50億ほどでございました。それから、今年度でございますが、この点につきましては調定額は196億となっております。それで、現在、134億7千万円ほどの収入を見込んでおります。以上でございます。なお、資料についてのご要望でございますが、これは申し訳ございませんが用意してございませんでしたが、8月には決算がでますのでその時には詳しい資料を提示して説明させていただきたいと思っております。

【大栗委員】　そこで、もうひとつお願いしたいのですが、先ほどの均等割ですか、市町村によっても全然違うと思っておりますので、均等割でやった場合、こちら2万円とかいろいろ世帯とかあると思っておりますので、それも、委員さんが、資料を他に提供するわけではないので、分かっただけのために必要ではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【課長】　ただいまの件につきましては、後ほど、資料の6ページで改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、その時には、担当係長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

【会長】　大栗委員、よろしいでしょうか。資料が1枚ありますので。あと、委員の皆様からご質疑ございましたら……。次の議題があるので、次に進んでよろしいでしょうか。もし、なければ次の議題には行ってきたいと思います。

無いようでございますので、次に、報告第3号の「出産費資金貸付制度」について、説明を願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【茂垣係長】　（資料に基づき説明）

【課長】　補足といたしまして、ただいまの内容につきまして、3月議会に上程させて

いただきまして、そこで、国民健康保険条例の一部改正ということで提出する予定でございまして、ここでご理解をいただいた後に実施ということになります。

【会 長】 ただいま、事務局の説明が終わりました。課長の補足をふまえて、委員の皆様から何か意見、ご質問等がございましたらいただきたいと存じます。

【鎌倉委員】 結論的には、これは非常にいいことなので、本音を言えば、もっと早く条例を改正して、これは結構、需要者が多いんですよね。出産前にもかなり費用はかかるので、そういう方にとっては、事前に一時支給金がもらえればいいなという声がいぶあったんですけど、それは、いろいろできないんで、代わりにこういう条例の改正になるんだと思いますが、結果的には非常にいいことなので、ぜひ3月議会で改正したいと思えますけど。この100分の80という限度額はということですか。

【茂垣係長】 国の指導に基づいて決められてきているものです。

【会 長】 その他、本件について何かございせんか。これは、少子化対策の一環として出てきた案件ということですよ。よろしいでしょうか。

【福田委員】 不勉強なのでちょっと教えていただきたいのですが、これは出産一時金ですが、検診の費用の補助金があったかと思うんですけども、これは、国保からでしょうか。(他の委員からの妊産婦医療との意見に) あっ、妊産婦医療のことですか。じゃあ、結構です。

【会 長】 その他、ございますか。ないようでございますので、その他の事項でなにかございますか。

【小口係長】 前回の会議で、他市の税率等についてはどうかというようなご質問があったものですから、他市の状況、県内の12市と他の中核市についてちょっと調べてましてご報告いたします。(資料に基づき説明)

【会 長】 ただいま事務局から説明がございましたが、何か、ご質問がございましたら  
よろしく申し上げます。

【福田委員】 所得割の方を見てもみますと、県内だと宇都宮は所得割のパーセンテージが  
高いのかなと思っていましたが、中核市の方を出していただきますと、中間ぐらいと  
いうお話がありましたが、平均が何%くらいになっているか分からないのですが、ず  
いぶん高いところがあるのだなという感じがしました。中には、富山市は、所得の額  
によっては、150万円を超える人にかかる割合と150万円以下でパーセンテージ  
が変えてあるという税率のかけ方をしているということを初めて知ったのですけれど、  
やっぱり所得割の割合が大きいということは、それだけ、所得に準じて保険料に差が  
出てくるわけなのですが、今回、14年・15年は税率の改定は考えていないという  
ことで安心はしていますけれど、今後、都市化がどんどん進んでいくなかでは、所得  
割の方を重点的にしていくのかなという気がしています。それと、資産割を全然かけ  
ていないところが都市部で結構あるんですね。このへんも、今後考慮していくことな  
のかなという気がしています。平等割、均等割というものは、かなり厳しいですよ。ね。  
今年は特に不況のもとで、職を失う人、リストラで突然職を失ったりとか、収入がと  
だえてしまう人がたくさんいる中では、払えなくなる人がたくさんいるのではないかと  
懸念しているところではありますが、所得に見合った応能割という部分を多くしてい  
かなくてはならないのかなという気がしています。そこで、ひとつ質問なんですけど、  
先ほどの報告1号と関連してくるのですが、突然収入がなくなってしまった人など、  
特別な事情の人に対する保険税の減免制度があると思うのですが、法定減免と申請  
減免というものはどのくらい申請があって、前年と比べてどのくらい増えているのか  
お示しいただければと思います。

【小口係長】 平成12年度で申しますと、まず、減免の申請件数が50件、減免額が約960万円です。平成13年の1月末現在なんですが、現在91件受けております。そして、減免額が1,600万円余となっております。これが、申請減免です。

【福田委員】 それでは、法定減免は？

【小口係長】 法定減免ですね。法定減免でいきますと、12年度では、6割軽減、4割軽減というものがあるのですが、これに該当したのは、15,400世帯、被保険者数でいきますと、24,200人でございます。これが平成12年度で、金額で言いますと、4億6千7百万円余でございます。それに対して、13年度は16,600世帯余、約1,200世帯ほど増えております。被保険者数で行きますと、約26,000人、約2,000人ほど増えている。法定軽減の軽減額でいきますと、約5億2百万円余となっております。これが13年度の状況でございます。このなかで、法定減免と言いますのは、国民健康保険法、あるいは、地方税法の中でもりこまれているものですから、これについては全額、国、県、市から一般会計を通じて国保特別会計のほうに全額補填されるものですから、これは申請しなくてもこちらで電算上ですべて行います。以上でございます。

【福田委員】 法定減免、申請減免の数がかなりの数増えているなというのは、収入の道絶たれて、本当に大変な世帯が増えているという実態の反映ではないかと思えます。あと、減額制度があることも意外に周知されていない、知らないで、保険料滞納しているからという後ろめたい思いだけで、保険証が切れていても我慢して、市役所に足を運ぶことすらしなとか、そういう方が増えているのではないかという懸念がすぐされるので、ぜひ、本当に困った時にはこういう制度がありますよということも広くお知らせしていただくような、もちろん、保険証を送るときに小さな冊子がつい

ていて、そこに書かれているのは知っておりますけれども、もう少し、分かるように、「あっ、これもあるんだ」とほっとするような形でお知らせしていただけたらと思います。以上です。

【課長】 ただいまのご意見でございますが、もう少し制度の周知につとめよということであると思いますが、14年度も小さなチラシ等を保険証を交付するときに一緒に入れていきたいと思いますが、保険税の納付書にですね、納付書を一部変えまして、その中でそういったことの周知を図るということで考えてございます。今まではそういったことはございませんでしたが、納付書の中で一部そういったことを盛りこみたいということ考えておりますので御了承いただきたいと思います。

【会長】 その他、何かございませんか。

【大栗委員】 教えていただきたいんですが、保険税の中の資産割ですが、所得割というのはわかるのですが、資産というのは、お金ではなく、財産いっぱい持っていても現金持っていない人もいるわけですね。そういった時に、中核市のなかに旭川市とか、そういった市においては、資産割をとっていないところもあるわけですが、平等性ということを考えると、他の市ができて宇都宮ができないのか、また、当然他の所得割が高くなる、全体を見れば、これをとった方が一番いいのかという形でそれになっていると思うのですが、こここのところがどのような形になっているのか、ちょっと私には分からないものですから教えてください。

【小口係長】 今のご質問なんですが、宇都宮市の応能割は今のところ60何%かいておるんですが、もし資産割をなくしたとすると均等割、平等割の方にそれを加えなければならぬんです。ただ、所得割は限界にきております。逆に言えば、下げなければならぬぐらいの状態なんですが、資産割をなくすということは、応益割のほ

うにってしまうということで十分協議が必要であると存じます。

【大栗委員】 現実問題でね、私が聞いたお話ですと、宇都宮の方なんですけど、親からもらった財産がいっぱいあるが収入が少しである、けど、そういうのはおかしいのではないかというお話がでてるといことが現実にはあるんですよ、中には。そうすると、今お話のように均等割にってしまうという懸念があるんですけども、市民全体の割合の中で資産割を足した方が平等になるんだというふうな解釈ができると思っただけです。そのところ、皆さんの考えがどうなのか。以上。

【小口係長】 今のご質問につきまして、やはり、所得がない、ということで、いい例が街の中のように一等地に住んでいるということで、老齢福祉年金くらいしかいただいていないというような場合は、そうとう高額な保険税がかかります。この場合に、さきほどお話がありました申請減免という制度がございます。

【大栗委員】 そうですか。ありがとうございました。

【課長】 資産割につきましては、現在15万ほど被保険者がおりますが、それぞれの家庭状況といいますか立場で、いろいろなご指摘・ご要望がございます。そういったことで、すぐには税率改定をすることはありませんが、いずれ改定するということもあつち思つちいます。それまでには、十分研究いたしましてよりよきところに落ち着いたとち思つちいます。

【会長】 ほかにございませつか。ないようでございませつか。以上で、本日の議事は終了いたしませつか。今後とも、国保事業が円滑に運営できませつか。皆様のご協力をいただきたいと存じませつか。ありがとうございました。

(閉会 午後3時55分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員